明和町

地域福祉計画·地域福祉活動計画 第2期(2024年度~2030年度)

> 令和6 (2024) 年 3月 明和町・明和町社会福祉協議会





明和町では、平成31年策定の「第1期 明和町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を福祉関連計画の最上位計画として、「みんなでつながって明るく暮らせる和の町めいわ」の実現に向けて取り組んできました。

しかしながら、核家族化と少子高齢化の急速な進行による社会構造の変化や、人びとの価値観やライフスタイルの多様化により、家族や地域でのつながり、支えあう意識が希薄化し、コミュニティ機能が低下してきています。地域福祉の分野における課題も、高齢化、介護、障がい、子育て、生活困窮、防災等多岐にわたり、さらには、こうした課題を複合的に抱える方や家庭への支援の重要性は、益々、高まっています。

これまでも、町は分野ごとに様々な相談窓口を設けて課題解決の支援に取り組んできましたが、より一層、組織・制度・立場等を越え、皆が一丸となって地域福祉の課題に取り組むことが求められています。

そこで、明和町の地域福祉の推進する指針として「第2期 明和町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、第1期の計画理念を引き継ぎつつ、さらなる地域福祉の充実を目指して取り組んでまいります。

ぜひ、計画の理念、趣旨をご理解の上、町民や事業所の皆様も地域福祉の推進にご協力を いただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました明和町地域福祉活動計画策定・推進 委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民・関係団体等の皆様に心より厚く お礼申し上げます。

令和6年3月

明和町長 下村 由美子

ごあいさつ



近年は著しい変化の中にあり、人口減少・少子高齢化、未曾有の地震被害によるコミュニティ崩壊のリスク、気候変動の影響による自然災害の激甚化や頻発化等のリスクが多大な影響を与えています。また、以前から課題であった空き家問題などの地域課題に加えて、新型コロナウイルス感染症は、社会的孤立や生活困窮など社会問題を顕在化させました。

このような状況下で、明和町社会福祉協議会では第1期計画策定後の社会情勢や法改正への対応を踏まえ、コミュニティの基盤となる安心して暮らせる地域をつくるため、近所どうしのつながりを大切にする活動への支援や、地域を限定しない、個人の自由な参加を前提にしたグループ活動の支援、災害時の被害を軽減するための、近所どうしの見守りや支え合い活動の支援など、地域コミュニティを育て、みんなが安心して暮らせる町をみんなの協力により創っていくことを推進してまいりました。

第2期でも、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体計画として策定し『みんなでつながって明るく暮らせる和の町めいわ』を基本理念に、第1期計画を踏襲しつつ、その内容を皆さんに分かりやすくするため具体案を示すことにいたし、より着実に計画を推進できる体制を作りました。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、短期にも関わらず、積極的にご意見をいただくなど多大なるご尽力を賜りました、明和町地域福祉活動計画策定・推進委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 明和町社会福祉協議会

会 長 西山 隆

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 1
2 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 2
(1)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の法的位置づけ ・・・・・・・・・	 2
(2)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体策定 ・・・・・・・・・・・	 2
(3) 法改正への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 3
(4)総合計画及び分野別計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 3
(5)計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 4
(6)計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 5
第2章 明和町の状況	
第2章 明和町の状況 1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
	 7 7
1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •
1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7
1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7 11
1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7 11
1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7 11
1 統計にみる町の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 7 11 17



第	5.4章 施策の展開 施策の展開 施策の R	
1	計画の体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	,
2	基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	,
3	基本方針・基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	,
砉	基本方針1 意識づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	í
	基本目標1-1 みんなが共に支えあう気持ちを高めましょう ・・・・・・・ 29	1
	基本目標1-2 いつまでもいきいき暮らせるよう心身の健康づくりをしましょう ・・ 33	i
基	基本方針2 つながりづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36	,
	基本目標 2 – 1 みんなで声をかけあえるまちをつくりましょう ・・・・・・・ 37	
	基本目標 2 – 2 支えあう関係づくりをすすめ、地域の力を高めましょう ・・・・・・ 41	
基	基本方針3 環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46	,
	基本目標3-1 安心・安全に暮らせるやさしいまちづくりをすすめます ・・・・・・ 47	1
	基本目標 3 - 2 相談しやすい環境づくりをすすめます ・・・・・・・・ 51	
	基本目標 3 - 3 いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりをすすめます ・・・・・・ 55	,
第	き5章 計画の推進 - The State of the	
1	計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59	1
2	計画の進行管理・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61	
資	数料編	
1	計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63	3
2	要綱・秀昌名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64	

第1章 計画の概要

計画策定の趣旨

これまで、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などそれぞれの分野ごとに課題を整理し、福祉サービスの充実や地域で支える仕組みづくりが図られてきました。子どもの減少、親と未婚の子のみの世帯の増加、ひとり暮らし世帯の増加、人づきあいの希薄化などが進み、虐待、引きこもり、生活の困窮など新たな生活課題も顕在化する中、孤立することなく、みんなが同じ地域に暮らす住民としてお互い支え合い、自分らしく暮らすことができるような仕組みづくりが求められています。

令和2年度から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、失業や減収等で生活が困窮している世帯が増加しました。その他にも、これまでほとんどつながりが無かった観光業界や飲食業界に勤務されている人、個人事業主といった方々の相談が増えました。また、外出の機会が奪われたたことにより、社会的孤立の状況がますます悪化しました。令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられ、社会生活が再開されている業種も多くありますが、これまでのやり方では活動が続けられず、活動スタイルの変更を迫られているケースや活動の変化が求められるところも出ています。

また、阪神・淡路大震災では、建物などに閉じ込められた多くの人が住民同士の協力により助けられたことや、東日本大震災の際の避難誘導や安否確認では、日頃から地域で取り組んでいたことが大いに役立ったという事例がみられるように、災害時にはとりわけ住民が主体的に取り組むことの大切さが注目されるようになってきました。

一方、明和町では、住民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯を通じて心身ともに健やかで活力のある生活の実現を目指しており、これからも、教育機関との連携による取り組みや、住民同士のつながりを広げ、地域で健康づくりに取り組むことで、生きがいを持って楽しみながら、さまざまな活動に参加できる環境づくりを推進してく必要があります。

今日の明和町の現状や新たな課題に対応するため、住民・行政・社会福祉協議会が協働して取り組むべき地域生活の課題を整理し、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができる町づくりをめざして、計画的に施策の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

(1)「地域福祉計画」および「地域福祉活動計画」の法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

社会福祉法において市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、「高齢者、障害者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むこと」、「福祉サービスの適切な利用の推進」、「社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」を一体的に定める計画を策定するよう規定されています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民、ボランティア・NPOなど社会福祉活動を行う者、福祉サービス経営者・保健・医療・福祉の専門職などが集まって相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画です。

同じ社会福祉法において社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、「社会福祉事業の企画及び実施」、「社会福祉活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」等を行う団体として規定されています。

(2)「地域福祉計画」(行政計画)と「地域福祉活動計画」(民間計画)

地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「地域福祉計画」と、地域に暮らす人々等が相互に協力して地域福祉を推進することを目的とする「地域福祉活動計画」は、車の両輪のような関係です。

これまで明和町と社会福祉協議会は、相互に連携しながら地域福祉の推進を図ってきました。今後も同じ理念・方針・目標のもと、いっそう連携を図っていくために、2つの計画を合同で策定することとします。また、地域福祉の推進にあたって、住民・行政・社会福祉協議会それぞれの役割を明確化し、誰もがわかりやすく取り組みやすい計画となることを目指します。



(3) 法改正への対応

平成29年度の社会福祉法改正により地域福祉計画を策定が努力義務化され、記載する必要がある事項が示されました。令和2年には、包括的な支援体制の整備に関する事項について改正がありました。この趣旨を考慮し以下の項目に留意し本計画を策定いたします。

- ① 地域における高齢者、障がい者、児童、その他それぞれの福祉に関し、共通して取り込むべき項目 (福祉以外の分野との連携、制度の狭間、生活困窮、社会的孤立、共生型サービス等、住居確保、 就労困難、自殺対策、成年後見、虐待対応、再犯防止、地域の拠点整備、公的資金以外の活用、事 業連携、横断的な連携体制など)
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進 (相談支援体制の整備、ソーシャルワーク体制の整備、サービス選択の確保、権利擁護、避難行動、 要施支援者の支援など)
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達 (多様なサービスと公的サービスとの連携による公私協働の実現など)
- ④ 地域福祉に関する活動への住民参加 (地域住民等の社会福祉活動への支援、地域住民等の主体的参加、人材養成など)
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項 (住民に身近な圏域における地域把握、包括的な相談体制、多機関協働など)

また、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられるため、こうした視点についても留意いたします。

(4)総合計画及び分野別計画との関係

本計画は、「明和町総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画、障がい(児)福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画、おとな元気計画、自殺対策計画といった各福祉分野の計画の上位計画として位置づけます。

加えて、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」)第 14 条 1項 に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(以下、「再犯防止推進法」)第8条 1項 に基づく「地方再犯防止推進計画」 について、本計画の中に位置づけます。

各分野が共通して取り組む事項を整理し、各計画との整合性と福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図ります。

(5)計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るために、必要に応じて計画の見直しをおこないます。

■各計画の期間

			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 1 0 (2028)	R 1 1 (2029)
総合計画				第6次	前期基	本計画	(本計画 第6次 後期基本計			愐	
地域福祉計画 地域福祉活動計画		第	第1期計	画			第2期	期計画			
		高齢者福祉計画	第	3次計議	画	第	10次計	画	第	1 1 次計	-画
		介護保険事業計画	第	3期計画	画	第	9期計	画	第10期計画		
		障がい者計画	第4期計画			第5期計画					
		障がい(児)福祉計 画	第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画		第7期 第3期	障がい温		第8期 第4期			
		子ども・子育て支援 事業計画	第2期計画					第	3期計画	画	
	健康づくり計画		第2期計画			第3期計画					
	おとな元気計画		第2期 国民健康保険データヘルス計画 第3期 明和町特定健康診査等実施計画			第3期 国民健康保険データヘルス計画 第4期 明和町特定健康診査等実施計画					
自殺対策計画		第	第1次計画		第 2 次計画						

(6)計画の策定体制

① 策定委員会の設置

民生委員・児童委員、各地区の自治会長代表、社会福祉施設の代表者、ボランティア団体代表者、教育 関係者、民間社会福祉団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の役職員などによって組織する 「明和町地域福祉計画策定委員会、明和町地域福祉活動計画策定・推進委員会」を設置し、本計画の策定 をします。

※ 令和元年度からスタートした第1期地域福祉(活動)計画は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から活動を大きく制限される結果となりました。特に、各ボランティア団体や老人会、サロン活動等に影響が大きく、計画の評価を行うには十分な実績があったとは言えない状況があります。令和5年10月から「新しい生活様式」を取り入れた活動がすでに各地で様々な取組を進められ、地域の防災訓練も4年ぶりに実施されました。

一方で、令和2年度に社会福祉法が改正され「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進することが盛り込まれました。このことを踏まえ必要な改定を行いつつ、第1期計画の体系は変更せず、第2期地域福祉(活動)計画は、評価指標の内容と期間を変更した形で策定することといたしました。

第2章 明和町の状況

1 統計にみる町の状況

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移



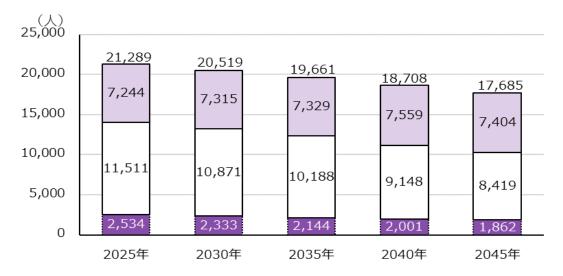
(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	23,155	23,088	23,004	22,924	22,872
年少人口(15 歳未満)	3,057	3,025	3,005	2,976	2,916
生産年齢人口(15~64歳)	13,327	13,196	13,052	12,977	12,927
老年人口(65 歳以上)	6,771	6,867	6,947	6,971	7,029
年少人口の割合	13.2%	13.1%	13.1%	13.0%	12.7%
生産年齢人口の割合	57.6%	57.2%	56.7%	56.6%	56.5%
老年人口の割合	29.2%	29.7%	30.2%	30.4%	30.7%

資料: 各年10月1日時点の住民基本台帳(外国人を含む)

明和町の総人口は、平成 19 年の 23,331 人 (外国人を含まない) をピークに減少に転じ、平成 26 年ごろからはしばらく横ばいで推移していましたが、令和 4 年に 23,000 人を下回り、令和 5 年では 22,872 人とこの 5 年間で約 300 人減少しています。人口構成は 15 歳未満の年少人口と 15 歳~64 歳の生産年齢人口の割合は減少傾向ですが、65 歳以上の老年人口の割合は年々増加しており、令和 3 年度には 30%を超えています。

② 将来人口推計



年少人口(15歳未満) □生産年齢人口(15歳~64歳) □老年人口(65歳以上)

(単位:人)

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	21,289	20,519	19,661	18,708	17,685
年少人口(15 歳未満)	2,534	2,333	2,144	2,001	1,862
生産年齢人口(15~64 歳)	11,511	10,871	10,188	9,148	8,419
老年人口(65 歳以上)	7,244	7,315	7,329	7,559	7,404
年少人口の割合	11.9%	11.4%	10.9%	10.7%	10.5%
生産年齢人口の割合	54.1%	53.0%	51.8%	48.9%	47.6%
老年人口の割合	34.0%	35.6%	37.3%	40.4%	41.9%

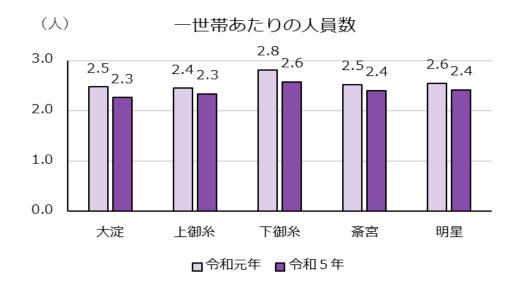
資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)によると、明和町の人口は今後も減少し続けていくと予想されています。しかし、65歳以上の老年人口については増加していく予想で、特に第2次ベビーブーム世代(昭和46~昭和49年生まれ)が65歳以上となる2040年には、老年人口が占める割合(高齢化率)が40%を超え、10人に4人以上が高齢者となると予想されます。

③ 地区別人口・世帯の推移

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大淀	人口	2,688	2,639	2,591	2,537	2,483
/\/\text{\(\text{\(\text{\) \}}}}}}\end{\(\text{\(\text{\(\text{\(\text{\} \text{\(\text{\} \text{\(\text{\(\text{\(\text{\} \text{\(\text{\(\ext{\) \ext{\(\text{\(\ext{\(\text{\(\ext{\(\text{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\} \text{\} \text{\(\ext{\} \text{\) \ext{\(\text{\}	世帯	1,086	1,094	1,091	1,099	1,097
上御糸	人口	4,109	4,153	4,220	4,284	4,316
	世帯	1,678	1,722	1,764	1,811	1,848
下御糸	人口	2,328	2,295	2,246	2,198	2,135
1,100,24	世帯	828	827	820	827	828
斎宮	人口	7,851	7,855	7,843	7,839	7,848
丽白	世帯	3,112	3,152	3,193	3,225	3,273
明星	人口	6,179	6,146	6,104	6,066	6,090
奶生 	世帯	2,420	2,447	2,455	2,476	2,522
合計	人口	23,155	23,088	23,004	22,924	22,872
	世帯	9,124	9,242	9,323	9,438	9,568

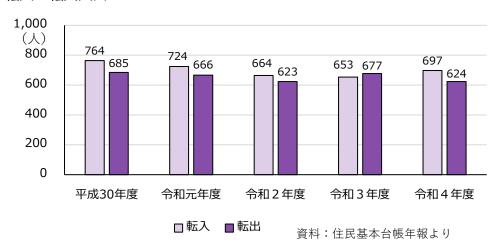
資料: 各年10月1日時点の住民基本台帳



近年、住宅地が増加している上御糸地区では、令和元年から5年続けて人口が増加しています。 また、斎宮地区ではほぼ横ばい状態を保っていますが、他の3地区では年々減少しています。

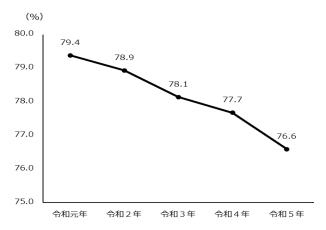
一方、町全体での世帯数は年々増加していて、5年前と比べて全地区で一世帯あたり平均の人員数は減少しています。核家族や単身者世帯等といった小規模な世帯がますます主流になってきているといえます。

④ 転入・転出人口



転入、転出ともにやや減少傾向にありますが、令和 3 年度を除いては転入者が転出者を上回る状況となっています。

⑤ 自治会加入世帯の推移



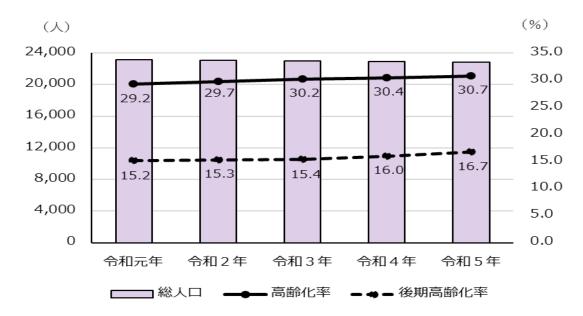
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会交付金 対象世帯数	7,191	7,250	7,270	7,265	7,270
(内訳) 大淀	868	859	861	857	853
(内訳) 上御糸	1,025	1,041	1,043	1,042	1,048
(内訳) 下御糸	613	611	614	614	608
(内訳) 斎宮	2,618	2,656	2,655	2,658	2,655
(内訳) 明星	2,067	2,083	2,097	2,094	2,106
総世帯数	9,059	9,185	9,304	9,353	9,492
加入率	79.4	78.9	78.1	77.7	76.6

(2) 資料:生活環境課(各年度4月1日現在)

(3) 自治会活動への助成である自治会交付金を算定する際の自治会加入世帯数の推移をみると、年々その加入率は減少しています。

(2) 福祉に関する状況

① 高齢者人口と高齢化率



(単位:人)

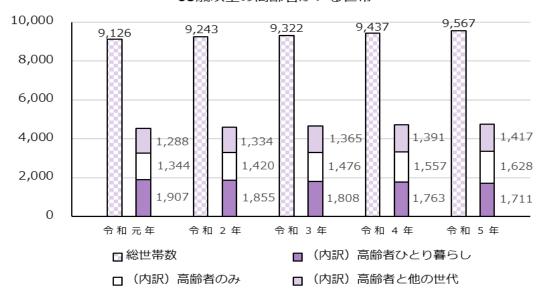
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	23,155	23,088	23,004	22,924	22,872
65 歳以上人口	6,771	6,867	6,947	6,971	7,029
高齢化率	29.2	29.7	30.2	30.4	30.7
75 歳以上人口	3,514	3,533	3,546	3,664	3,822
後期高齢化率	15.2	15.3	15.4	16.0	16.7

資料: 各年 10月1日時点の住民基本台帳

高齢者の人口は年々増加しており、令和元年と令和5年の65歳以上人口を比較すると3.8%増加しています。総人口に占める割合である高齢化率も上昇を続けており、令和元年から1.5ポイント上昇しました。75歳以上の後期高齢化率も1.5ポイント上昇しました。

② 高齢者のいる世帯

65歳以上の高齢者がいる世帯



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総世帯数	9,126	9,243	9,322	9,437	9,567
65歳以上の高齢者がいる世帯	4,539	4,609	4,649	4,711	4,756
(内訳)高齢者とその他の世代の世帯	1,907	1,855	1,808	1,763	1,711
(内訳)高齢者ひとり暮らし世帯	1,344	1,420	1,476	1,557	1,628
(内訳)高齢者のみ世帯	1,288	1,334	1,365	1,391	1,417
75歳以上の1人世帯	907	949	974	1,054	1,127
75歳以上のみ世帯	451	465	462	497	528

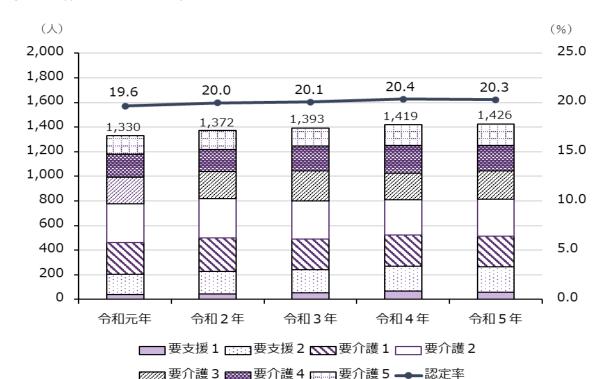
資料: 各年 10 月 1 日時点の住民基本台帳

総世帯数のうち、ほぼ半数に 65 歳以上の高齢者がおり、その内の 6 割以上が高齢者のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯となっています。

また、令和 5 年では総世帯数の 17.3%が 75 歳以上のひとり暮らし、または 75 歳以上の人のみの世帯となっています。

※住民基本台帳上の世帯数のため、同一敷地内で二世帯以上が暮らしている家庭でも、生計が別の ため世帯を分けていれば、高齢者ひとり暮らし等の世帯として集計しています。

③ 介護保険要介護 (支援) 認定者数・認定率



(単位:人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	38	44	55	66	60
要支援2	168	183	185	204	205
要介護1	258	271	250	253	249
要介護 2	311	322	311	286	301
要介護3	219	221	245	219	230
要介護4	188	176	198	222	204
要介護 5	148	155	149	169	177
認定者数	1,330	1,372	1,393	1,419	1,426
認定率	19.6	20.0	20.1	20.4	20.3
高齢者数	6,771	6,867	6,947	6,971	7,029

資料:各年9月末日時点の国保連介護保険事業状況報告(月報)

介護保険の要支援・要介護の認定者数は増加し続けています。令和元年と令和5年を比較すると96人増加しており、要支援者の区分では要支援1・2とも、そして、要介護者の区分では要介護4、要介護5の重度の人が増えています。全認定者数(65歳未満含む)を高齢者数(65歳以上人口)で割ったものである認定率については横ばい傾向となっています。

④ 障がい者の状況

身体障害者手帳等所持者の推移

		平成 31 年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	1 級	320	317	313	310	314
	2 級	139	139	137	136	131
	3 級	167	173	162	163	160
身体障害者手帳	4 級	209	212	211	201	206
	5 級	50	47	46	47	44
	6 級	76	79	80	79	79
	合 計	961	967	949	936	934
	A(最重度)	24	25	25	25	27
	A(重 度)	34	35	35	35	34
療育手帳	B(中 度)	65	67	75	80	81
	B(軽度)	43	48	49	53	57
	合 計	166	175	184	193	199
	1 級	11	13	11	11	11
精神障害者	2 級	65	61	63	84	87
保健福祉手帳	3 級	53	58	54	66	73
	合 計	129	132	128	161	171
自立支援 (精神通院)受	医療費 給者証所持者	278	284	170	293	309

身体障害者手帳所持者の障害部位別推移

(単位:人)

(単位:人)

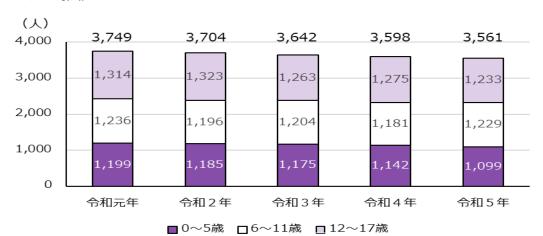
	平成31年(令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	46	45	44	46	49
聴覚障がい	112	112	112	108	105
音声・言語障がい	9	8	8	8	7
肢体不自由	499	500	486	476	462
内部障がい	295	302	299	298	311

資料:健康あゆみ課調べ(各年4月1日時点)

身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいで近年は微減の状況ですが、その他の手帳等所持者については増加傾向にあります。平成31年と令和5年を比較すると、療育手帳所持者が19.9%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が32.6%増、自立支援医療費受給者証所持者が11.2%増となっています。

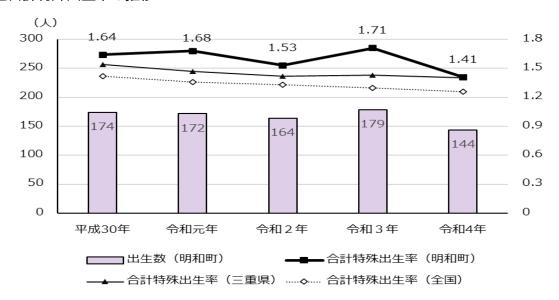
⑤ 子どもの状況

子どもの人口の推移



資料: 各年10月1日時点の住民基本台帳

出生数と合計特殊出生率の推移



	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(明和町)	174	172	164	179	144
合計特殊出生率(明和町)	1.64	1.68	1.53	1.71	1.41
合計特殊出生率(三重県)	1.54	1.47	1.42	1.43	1.40
合計特殊出生率(全国)	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

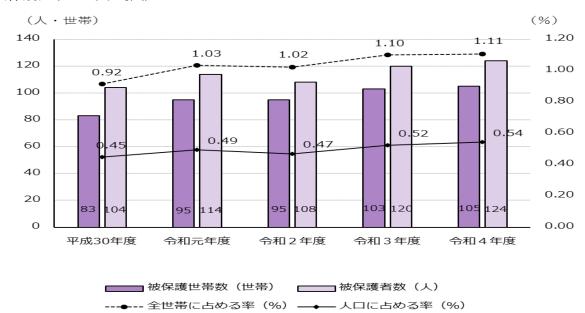
資料:厚生労働省、松阪保健所

(令和4年の町特殊出生率は厚生労働省及び三重県統計課公表の数値より算出した暫定値です。)

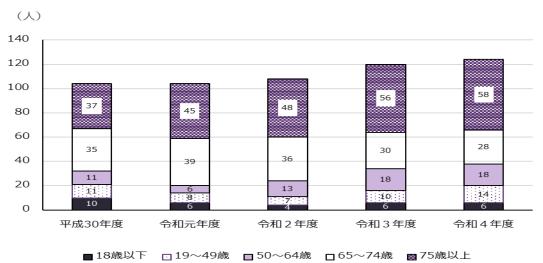
17歳までの子どもの人口は年々減少しています。一方、出生数と合計特殊出生率(ひとりの女性が一生に産む子どもの数)は増減を繰り返して推移しています。

⑥ 生活保護の状況

被生活保護世帯・人員の推移



年齢階層別の生活保護受給者の推移



相談件数の推移

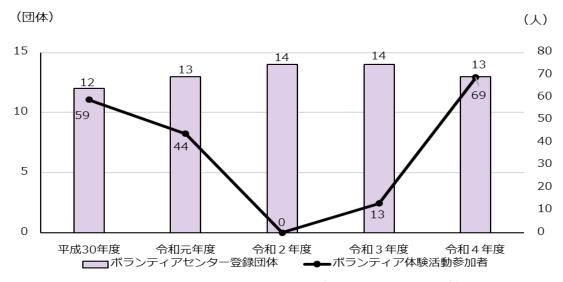
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護開始	16	15	17	17	15
申請却下	7	1	6	3	7
申請取り下げ	1	4	3	1	0
相談のみ	2	1	5	9	8

資料:健康あゆみ課(各年度3月31日現在)

生活保護の受給者数は増加しており、中でも75歳以上の高齢者が高くなっています。

(3) 地域福祉の現状

① ボランティアの推移



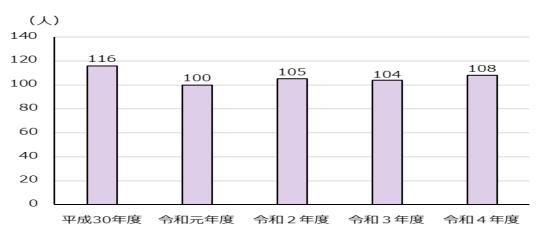
資料:社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

② 老人クラブ会員数の推移



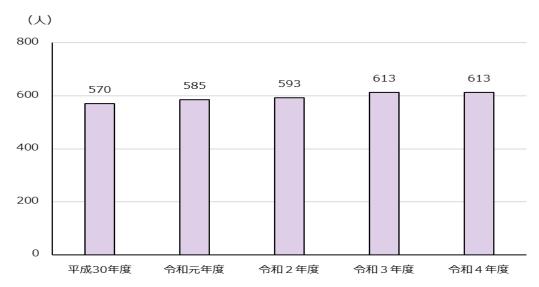
資料: 社会福祉協議会(各年度3月31日現在)

③ シルバー人材センター会員数の推移



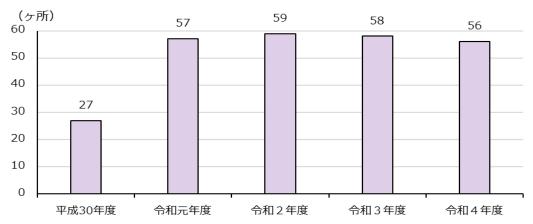
資料:シルバー人材センター(各年度3月31日現在)

④ 見守りネットワーク協力員登録者数の推移



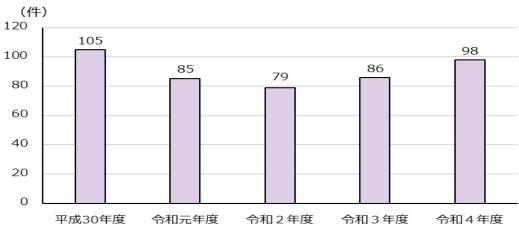
資料:健康あゆみ課(各年度3月31日現在)

⑤ いきいきサロン等の推移



資料:健康あゆみ課(各年度3月31日現在)

⑥ 児童虐待等相談・支援保有件数



資料:健康あゆみ課(各年度3月31日現在)

⑦ 子育て支援関連事業利用者等の推移

(単位:人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域子育て支援センター利用者	17,500	17,742	10,383	8,639	11,896
放課後児童クラブ利用者	260	289	321	299	297
ファミリーサポートセンター登録者	161	147	133	107	113

資料: こども課(各年度3月31日現在)

資料:健康あゆみ課(各年度3月31日現在)

ボランティアの推移を見ると、ボランティアセンターに登録している団体数はほぼ横ばいですが、ボランティア体験活動参加者数は新型コロナウィルス感染症の影響による活動自粛等で激減しましたが、令和4年度からは徐々に増えてきています。

高齢者人口が年々増加しているにもかかわらず、老人クラブ会員数は年々減少しており、シルバー人材センターの会員数は一定の水準で増減を繰り返し、いきいきサロン等の数は近年ほぼ横ばいとなっています。一方、高齢者等を見守る見守りネットワークの協力員登録者数は順調に増加しています。

児童虐待等の相談や支援の件数については毎年、約80件から100件のケースに対応しています。 各子育て支援関連事業の利用者数は、新型コロナウィルス感染症拡大が大きく影響し、大幅に減っていましたが、こちらも令和4年度からは徐々に増えてきている状況です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 活動指針

●住民みんなが主役

地域の暮らしの主役は地域に住む「住民」です。暮らしやすい地域をつくるために、住民みんなが知恵 と工夫を持ち寄って、お互いに支え合うことで、今よりもっと自分らしく暮らしやすい町にしていきましょう。

●「ふくし」意識の向上

身近な地域において、子どもから高齢者まで、また障がいのあるなしに関わらず、誰もがお互いを認め 合い、よりよい生活ができるよう、みんなで工夫しながら暮らしていく意識を持つことが大切です。

● 参加や方法は自分たちで創る

地域福祉活動の魅力は「いろいろな人たち」みんなが「それぞれいろいろな方法」で参加できることです。自分だけでは、あるいはこれまでの仲間とだけでは解決できないことが、いろいろな人たちと力を合わせることで新たなアイデアがうまれるかもしれません。自分の暮らす地域にぴったりの活動方法をみんなで創っていきましょう。

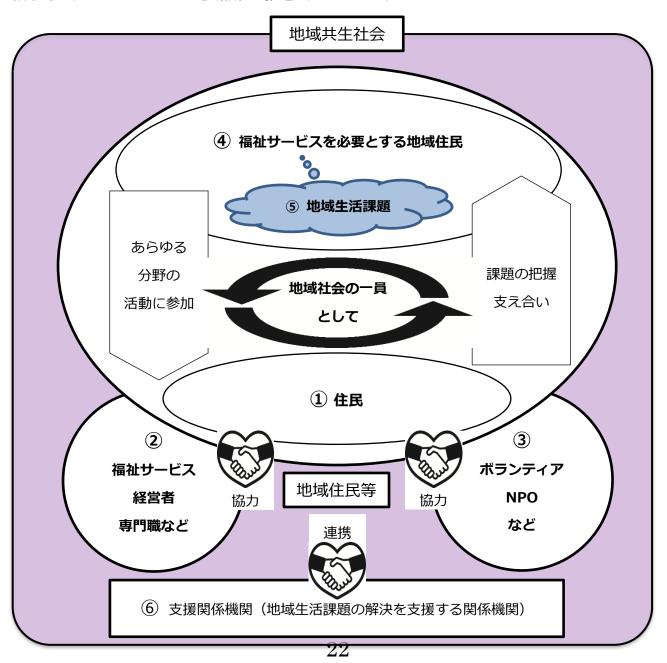
● 他人事を「我が事」に、一人ひとりが地域の課題に向きあう

地域には、生活困窮、認知症、要介護状態、虐待などさまざまな困難を抱えている人たちがいます。それらの困りごとを「他人事」とせず、住民一人ひとりが「我が事」として関わることで地域が変わり、また、一人ひとりの生活の課題も解決する糸口につながるかもしれません。

地域福祉の推進

地域福祉の推進について、社会福祉法の第4条では、地域住民等(下図①②③)が「相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民(下図④)が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう努める」、「福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立などの地域生活課題(下図⑤)を把握し、支援関係機関(下図⑥)との連携等によりその解決を図るよう特に留意する」と規定されています。

また、厚生労働省は、「地域住民等が協力し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく」という社会(地域共生社会)の実現を目 指しており、そのためには、地域福祉の推進が欠かせません。



心身の健康について

3

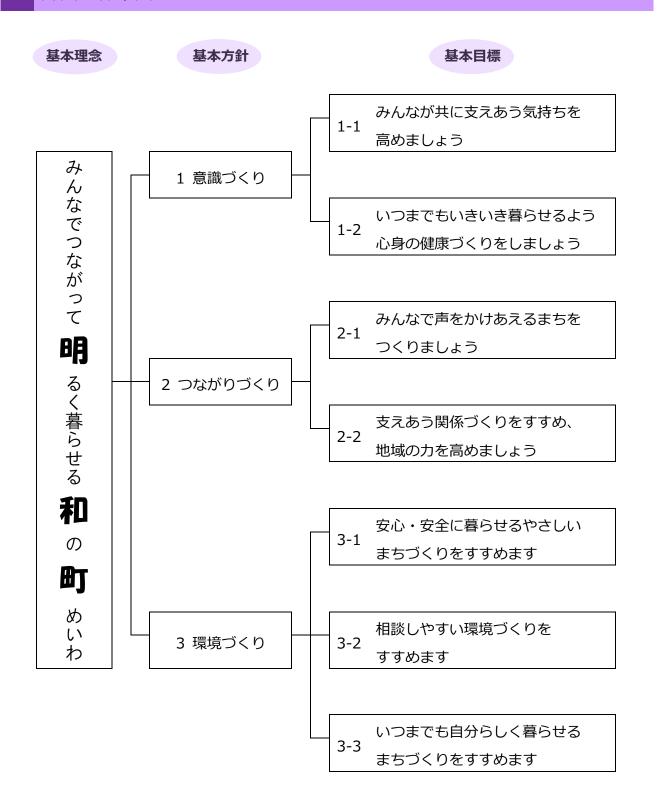
明和町総合計画の施策のひとつに「健康づくりの推進」とし、めざすべき姿を「すべての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現するためには、疾病の早期発見や治療に留まらず、生活習慣の見直しなどを通じ生活習慣病の重症化を予防し、壮年期死亡の減少と、健康寿命の延伸等を図っていくことが極めて重要です」としています。

WHO 憲章では、その前文の中で「健康」について、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態」と定義しています。

本計画では、「心身の健康」について、住民一人ひとりが健康寿命を延伸するだけでなく、「心身の健康は自分がつくるという意識を持ち、さまざまな地域生活課題を抱えていても、地域社会から孤立することなく、住民同士の協力や、関係機関の支援を受けながら、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得ること」と捉え、その推進を図ります。

第4章 施策の展開

1 計画の体系図





統計にみる町の状況の中で、明和町の総人口は令和4年には23,000人を下回り、高齢化率は30%を超えました。今後も人口減少が進み老年人口が増加することが予想されています。高齢人口が年々増加しているにもかかわらず、老人クラブの会員数は年々減少しています。また、自治会加入世帯数は令和元年度が79.4%でしたが、令和5年度には76.6%まで減少しました。

生活保護受給者数は増加が続いており、中でも 75 歳以上の高齢者の割合が高い状態が続いています。また、児童虐待等の相談や支援件数は毎年 100 件のケースに対応するなど、地域生活に困難を抱えている人の割合は年々増加してきています。

そんな中でも、地元の神社や公園、公民館等のゴミ拾いや落ち葉清掃をされている人、自治会内の 高齢者のお宅の草引きや樹木の伐採の依頼に応える活動をされている人、自主的な通いの場を創り 活発に活動されている人、ボランティア団体と老人クラブが協働して夏祭りを主催された人、めい わサポーター活動(通称:めいサポ)で近所の人のゴミ出しや草引き等の活動をされている人、

「OBENTO PROJECT」活動を通じて野菜の寄付をいただいている方の畑で収穫のお手伝いされている人、その人たちの姿を見て、若い世代がその活動に共感・賛同し一緒に活動される場面をみることが多くなりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、近所の高齢者に集いの場所を提供はすることはできなくなりましたが、引き続き高齢者に洗濯・掃除・買い物等の生活支援をしたりしている人、地区の小学生の登下校の見守りや、子どもの居場所づくりをしている人がいます。

本計画では、人とのつながりの中で、一人ひとりの想いが側るく輝き、人の輪(和)が広がる町づくりを目指します。



意識づくり

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化が進み、地域に対する関心の希薄さが問題となってきている今、この地域でもご近所とのつきあいもあいさつ程度となる傾向があり、身近な困りごとに気づく機会が少ない状況です。地域生活においてみんながともに支えあうためには、まず、一人ひとりが身近な場所に目を向け、取り組んでいこうとする**意識を持つ**ことが求められています。

障がいのあるないに関わらず、だれもが様々な地域の活動に参画できるには、心身ともに健康であることが大切です。子どもも、大人も、高齢者も、自分や身の周りの人の心身の健康に関心を持ち続けることも重要です。



一人ひとりが 地域のことや 心身の健康に 関心を持つために

基本目標 1-1

みんなが共に支えあう気持ちを高めましょう

【目標の実現のために】

	・感じたことや体験したことを家族や友人に伝えていきます。
住民の役割	・興味をもった地域の活動・イベントにまず参加します。
	・興味をもった家族や友人を誘って参加します。
	・地域福祉にかかわる様々な課題への理解、人権意識や「心のバリアフリー」に
	関する啓発をおこないます。
	・広報・ホームページ・行政チャンネル等を通じて、誰もが地域福祉の情報を手
行政の役割	軽に入手し、興味をもてるような情報発信に努めます。
	・犯罪や非行をした人が罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができ
	るよう、保護司等と連携を図ります。
ナナカ <i>へ</i> 公宝!!	・様々な世代が参加でき、みんなが福祉を身近に感じられる体験・機会をつくり
社協の役割	ます。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口	
人権擁護委員による「よろず人権相談」		
・人権教育・人権啓発を積極的に推進します。	人権センター 	
啓発活動	総務防災課	
・広報LINE・行政CH・広報音読による広報活動ほか、幅広い情報	住民ほけん課	
媒体を利用して地域福祉に関する情報を提供します。	健康あゆみ課	
また、地域福祉や人権に関する講演会・研修会等を実施します。	人権センター	
各種ガイドブック・パンフレットの作成		
・障がい者福祉の手引き、みんなのあんしん介護保険(手引き)、ボラ	健康あゆみ課	
ンティアのチラシ等を作成し周知します。		
行政相談会		
・国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは	/ 上洋理+辛===	
異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度	生活環境課	
や運営の改善に生かす仕組みで、その相談の場を提供します。		

再犯防止の推進

・地方再犯防止推進計画に基づき、保護司をはじめ、関係機関、関係団体と連携し、犯罪被害者へのケアはもちろん、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。

住民ほけん課

また、社会を明るくする運動等を推進します。

【住民が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体
地域の活動・イベントへの参加	ボランティアグループ
・地域について、日ごろ感じたことを身近な人に伝えることや、地域	4
のいろんな立場の人が参加する活動やイベントに参加します。	各サロン
・参加して感じたことを身近な人に伝え、関心を持ってくれた人を誘	リフレッシュウォーク
って地域の活動やイベントに参加します。	の皆さん

具体的な取り組み事例

業平夢太鼓・三世古老人会の皆さん

・老人会約30名を含む地域の方約70名が、懐かしの保育所に集まり、業平夢太鼓さんの迫力 ある太鼓の演奏や太鼓体験、ゲーム、三世古老人会の皆さんが作ったぜんざいのふるまいと、 地域の方も小さい子ども達も一緒になって夢中でイベントを楽しみました。多世代が交流でき る取組みを実施されました。

【社協が取り組むこと】

主な取り組み	活動主体または相談窓口
福祉体験教室	
・学校で、いろんな立場の人が参加して、教える人、教わる人が、と	小学校
もに学びあい、自然に福祉を感じられる福祉体験教室を実施しま	社会福祉協議会
す。	
ボランティア・サマースクール	
・あらゆる世代が参加できるサマースクールを実施し、ボランティア	サウラがみきつ
活動に積極的に参加してもらうことで、世代や立場を超えて、とも	社会福祉協議会
に地域を大切に思う心を広げていきます。	

取り組み項目の評価指標							
取り組み内容 目標		取り組み期間(令和6~11年度)					
4次・フル丘のアドッ日・	口惊	6	7	8	9	10	11
福祉体験教室	実施数(校)	3	3	3	3	3	3
ボランティア・サマー スクール	参加人数(人)	30	30	35	35	40	45

再犯防止

全国の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに減少傾向にありますが、再犯者率(刑法犯検挙者に占める再犯者の割合)は上昇傾向にあり、平成 28 年には 48.7% を占め ています。こうした状況を踏まえ、国においては、平成 28 年に再犯防止推進法を施行し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するとしており、県においては、「三重県再犯防止推進計画」を策定し、国や市町、関係する民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした者に対する社会復帰支援に取り組むことで、再犯者数を減少させ、安全・安心な社会の実現を目指しています。

町においても、こうした動向に対応して、犯罪や非行をした人の社会復帰を図るため、保護司等と 連携した地域社会での継続的な支援など 再犯防止に向けた取り組みを進める必要があります。

基本目標 1-2

いつまでもいきいき暮らせるよう心身の健康づくりをしましょう

【目標の実現のために】

	・自分や周りの人の心や体に目を向け、生活習慣の改善など個人でできることか
住民の役割	ら取り組みます。
	・趣味ややりがいを通して、日ごろから生活を楽しみます。
	・早期発見・予防の観点から健康づくりや介護予防の事業等を積極的に展開し、
	心身の健康づくりへの関心・意欲を高めるよう努めます。
行政の役割	・心配事・ストレス・うつ・自殺防止等、心の健康づくりへの対応ができる体制
	を整えます。
	・社会参加を通した生きがいづくりを応援するため、市民活動やボランティア活
	動を支援し、また、高齢者の活躍の場が広がるよう支援します。
	・介護予防事業を再検討し、ともに支えあう意識が育まれ健康づくりにつながる
社協の役割	よう支援します。
	・誰もが参加しやすいボランティア活動の育成支援を推進します。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口
健康づくり事業	
・がん検診、健康増進法健康診査、若人健診、健康づくりポイント、	
おとな元気教室健診結果説明会、生活習慣病予防教室、糖尿病性腎	健康あゆみ課
症重症化予防事業の実施や予防接種の勧奨、心身の健康づくりに関	
する啓発をおこないます。	
介護予防教室事業	
・介護予防・重度化防止のためのえんがわ教室・筋力・脳力あっぷ教	健康あゆみ課
室等の各種事業を推進します。	
まるごと相談支援係窓口	健康生体なる
・専門機関と連携した心の健康に関する相談窓口体制を整えます。	健康あゆみ課

ボランティアセンターへの支援	
・ボランティアコーディネート機能を充実させ、ボランティアの育成	住民ほけん課
支援と気軽に参加できる体制を整えます。	
シルバー人材センター	健康あゆみ課
チョイソコ(乗り合い送迎サービス)	
・高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。	生活環境課

主な取り組み	活動主体
自分や周囲の人の健康意識向上 ・健康づくり事業や介護予防教室、ボランティア活動に積極的に参加 することで、心身の健康意識を高めます。	えんがわ教室利用者 筋力・脳力あっぷ教室利 用者
	高齢者有償ボランティ ア活動登録者

具体的な取り組み事例

明星地区上野の元気な皆さん

・「上野おしゃべり女子会」によるお花見会、ゴキブリ団子を作り自治会内の皆さんに配る会、 グランドゴルフを楽しむ会、カラオケ大会などを実施されています。「みんなが気軽に集まれ る場がたくさんあることが元気の源」「集まりたい人が集まって好きな事をする」楽しみなが ら、集いの場をつくっていき、地域のみんなで支え合っている。そんな素敵な場です。

主な取り組み	活動主体または相談窓口
えんがわ教室 ・えんがわ教室で多くの住民が、介護予防教室に積極的に参加することで、心身の健康意識を高めます。	社会福祉協議会
筋力・脳力あっぷ教室 ・筋力・脳力あっぷ教室で多くの住民が、介護予防教室に積極的に参 加することで、心身の健康意識を高めます。	社会福祉協議会

高齢者ボランティアポイント

・介護予防教室へ参加しながら、サポートする側として活躍する機会 を提供する中で「お互いが支えあう気持ち」が広がるように取り組 みます。

社会福祉協議会

取り組み項目の評価指標							
取り組み内容	目標	取り組み期間(令和6~11年度)					
タメンが日のアハウム		6	7	8	9	10	11
えんがわ教室	延べ利用人数(人)	2,300	2,320	2,340	2,360	2,380	2,400
筋力・脳力あっぷ教室	延べ利用人数(人)	2,900	2,910	2,920	2,930	2,940	2,950
高齢者ボランティア ポイント	登録者数(人)	94	100	105	110	115	120



つながりづくり

【現状と課題】

働き方や生活スタイルの変化、近所づきあいの希薄化が進み、地域では祭り等の行事が継承できなくなったり、空き家が増加したりしています。また、会員の減少などでサロンや老人クラブ等の地縁的な活動も継続困難になってきたりしています。歩いて行ける場所に気軽に誰もが顔を合わせられる**居場所をつくる**ことで、世代を超えた**つながり**をつくり、地域活動の活性化を図ることが求められています。



世代を超えた つながりや、居場所 をつくるために

基本目標 2-1

みんなで声をかけあえるまちをつくりましょう

【目標の実現のために】

	・近所どうしのつきあいやあいさつをして、顔みしりを増やしていきます。
住民の役割	・自治会・老人クラブ・サロン等の地域の集まりに積極的に参加します。
	・地域の集まりの場が、誰もが参加しやすくなるよう協力します。
	・自治会・PTA・老人クラブ等の地域の活動が活性化するよう積極的に支援します。
	・地域のために学校・保育所等の開放や、公共施設等が利用しやすくなるよう体
行政の役割	制を整えます。
	・子育てや介護をしている人、障がいのある人どうし、また、そうでない人など
	も含めた、様々な世代や立場の人びとがふれあえる機会を提供します。
	・誰もが集えるようなサロン活動を支援します。
	・住民座談会の継続実施を通したつながりづくりを支援します。
さしまれ のくの幸田	・見守り・顔みしり運動を推進し、見守り隊と子どもなど、世代をこえてつながる
社協の役割	機会をつくります。
	・地域の公民館や空き公共施設の活用を促進し、子どもも含めた地域住民の居場
	所づくりを促進します。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口
地域団体への支援	生活環境課
│ ・自治会・PTA・老人クラブ等といった地域団体の活動を支援します。	教育課
	健康あゆみ課
脳の健康つながりカフェ(認知症カフェ)	
・認知症の人やそのご家族等の介護者が認知症サポーターとともに気	健康あゆみ課
軽に集い、交流する場を提供します。	
バリアフリーの推進	
・公共施設等使用の利便性の向上を図るとともに、誰もが参加しやす	^~ ~ BU / E
い行事・イベント等になるよう工夫します。	全ての関係課

サロン活動等の支援	
・老人クラブや地域団体が行う地域の様々な仲間づくりや交流を支援	健康あゆみ課
します。	
活用可能な制度等の情報提供	
・障がい者福祉の手引き、みんなのあんしん介護保険(手引き)、ボラ	健康も体で調
ンティアのチラシ等の各種ガイドブック・パンフレットを作成して	健康あゆみ課
積極的に情報を提供します。	

主な取り組み	活動主体
地域住民どうしのつながり	自治会
・ご近所どうしであいさつを交わし合って、普段から顔がわかる人を 増やします。	各ボランティア団体
・地域の行事や活動、ボランティア活動に参加するともに、地域の人	めいわサポーター(めい
が参加しやすいように協力します。	サポ)活動者

具体的な取り組み事例

金剛ヶ丘自治会活動協力隊

・金剛ヶ丘自治会で有志の協力隊が結成。34名の隊員さんのうち40代以下の方が半数近くを占め、最高齢86歳の隊員さんも含め、多世代で支え合い活動を展開されています。高齢化が進み、出合いに出られない住民さんに代わり清掃活動をしたり、高齢者のお宅から草引きや樹木の伐採の依頼にも応えてみえる協力隊。「自治会内で顔見知りを増やしたい」という思いで、若い世代にも地域活動への参加を募り活動されています。

主な取り組み	活動主体または相談窓口
生活支援体制整備事業	
・地域に住む多世代が関わる活動に協力しながら、地域とつながりが	
深まるよう取り組みます。	
・生活支援ボランティア活動を先進的に実践している地区での取り組み	社会福祉協議会
を促進しながら、新たな生活支援ボランティアの組織化をすすめま	
す。	

ボランティアセンター運営事業

・いろいろな団体や地域の集まりを活性化し、ボランティアをしたい 人とボランティアをしてほしい人をつなげたり、広報活動をすすめ たりして、新たなつながりづくりを推進します。

社会福祉協議会

取り組み項目の評価指標							
取り組み内容	目標	取り組み期間(令和6~11年度)					
取り組み内容		6	7	8	9	10	11
生活支援体制整備事業	住民交流活動等把数(会場)	58	60	62	64	66	68
ボランティアセンター 運営事業	支援回数(回)	30	32	44	46	58	60

基本目標 2-2

支えあう関係づくりをすすめ、地域の力を高めましょう

【目標の実現のために】

	・身近な所で困っている人を見つけたら、「ほっとかないで」必ず声をかけた
住民の役割	り、誰かに伝えたりします。
	・自治会や、団体・企業等と交流を深め、地域のために協力しあいます。
	・自治会や各種団体とのつながりを大切にし、地域のための活動や事業にともに
	取り組みます。
行政の役割	・民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携をさらに強化し、地域福祉の課
	題にともに取り組みます。
	・地域福祉に関わる人を増やし、支援が必要な人の早期発見につなげます。
	・福祉団体の直接の声をもとに、住民と顔の見える関係づくりを推進します
社協の役割	・福祉サービス事業所や地元企業のイベントが地域住民との交流の場として広が
1上1000021又吉!	るように支援します
	・住民や地元企業に赤い羽根共同募金を周知し、協力の輪を広げます。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口
福祉団体補助事業	
・民間や団体がおこなう地域のための活動に協働し、補助や助成等の支	住民ほけん課
援をおこないます。	
ボランティアセンターへの支援	
・ボランティアセンターを通じて、地域資源の発掘・活用・連携を図り	住民ほけん課
ます。	
民生委員協議会への支援	
・民生委員・児童委員の活動を支援します。	住民ほけん課

社会福祉協議会への支援 ・社会福祉協議会の活動を支援します。 啓発活動 ・地域住民・事業所等の「気づき、つなげる」を促進するため啓発活動を実施します。 高齢者等見守りネットワーク事業 緊急通報装置貸与事業 配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 プアミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもブラン事業 ・様々な体験等を通じて子どもの居場所づくりを推進します。 と任民ほけん課 健康あゆみ課 健康あゆみ課 要保護児童対策地域協議会(MCネット) アども発達支援ネットワーク(めばえネット) こども課		
密発活動 ・地域住民・事業所等の「気づき、つなげる」を促進するため啓発活動 を実施します。 高齢者等見守りネットワーク事業 緊急通報装置貸与事業 配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 健康あゆみ課 要保護児童対策地域協議会(MCネット) 子ども発達支援ネットワーク (めばえネット) ファミリーサボートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課		住民ほけん課
・地域住民・事業所等の「気づき、つなげる」を促進するため啓発活動 を実施します。 高齢者等見守りネットワーク事業 緊急通報装置貸与事業 配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 健康あゆみ課 要保護児童対策地域協議会(MCネット)	・任芸福祉協議芸の活動を支援します。	
を実施します。 高齢者等見守りネットワーク事業 緊急通報装置貸与事業 配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 プアミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課	啓発活動	
高齢者等見守りネットワーク事業 緊急通報装置貸与事業 配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 プアミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課	・地域住民・事業所等の「気づき、つなげる」を促進するため啓発活動	住民ほけん課
緊急通報装置貸与事業 配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 プアミリーサボートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課	を実施します。	
配食サービス事業 ・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 プアミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 なども課	高齢者等見守りネットワーク事業	
・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 た誤する連絡、調整を行います。	緊急通報装置貸与事業	
進します。 おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 た説も気息を発表する なども課	配食サービス事業	健康あゆみ課
おかえりSOSネットワーク事業 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえりSOSネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 なども課	・高齢者見守り等ネットワーク事業を拡充し、民間事業者等の参加を促	
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ・おかえり SOS ネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課	進します。	
 ・おかえり SOS ネットワークを拡充します。 多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 なども課 	おかえりSOSネットワーク事業	
多気郡地域児童発達支援センター事業 支援対象児童等見守り強化事業 ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。健康あゆみ課 要保護児童対策地域協議会 (MCネット) 子ども発達支援ネットワーク (めばえネット)ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。こども課放課後こどもプラン事業 た関する連絡、調整を行います。こども課	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	健康あゆみ課
支援対象児童等見守り強化事業 要保護児童対策地域協議会 (MCネット) ・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 子ども発達支援ネットワーク (めばえネット) ファミリーサポートセンター事業 こども課 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 こども課 放課後こどもプラン事業 こども課	・おかえり SOS ネットワークを拡充します。	
・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。 議会 (MC ネット) ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 こども課 放課後こどもプラン事業 こども課	多気郡地域児童発達支援センター事業	健康あゆみ課
 ・地域全体で子ともを見守る体制を整えます。 ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課 	支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童対策地域協
ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 こども課 に関する連絡、調整を行います。	・地域全体で子どもを見守る体制を整えます。	議会(MC ネット)
ファミリーサポートセンター事業 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課		子ども発達支援ネット
・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動 こども課 に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課		ワーク(めばえネット)
に関する連絡、調整を行います。 放課後こどもプラン事業 こども課	ファミリーサポートセンター事業	
放課後こどもプラン事業 こども課	・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者の相互援助活動	こども課
こども課	に関する連絡、調整を行います。	
	放課後こどもプラン事業	フ じナ ===
	・様々な体験等を通じて子どもの居場所づくりを推進します。	ことも味

主な取り組み	活動主体
地域住民どうしの支え合い	自治会
・身近な人の変化に関心を持ち、困っている人があったら誰かに相談 します。	各ボランティア団体
・自分自身が所属している自治会や団体、組織で、地域の活動に参加	めいわサポーター(めい
協力します。	サポ)活動者

具体的な取り組み事例

めいわサポーター活動(通称:めいサポ)

・今まで出来ていたけど、出来なくなってしまった日常生活での様々な困りごとを「おたがいさま」の気持ちで、ほんのちょっとのお気持ち(有償)で支え合う活動です。

例えば、ご近所のゴミ出しをご自身のご家庭のゴミと一緒に出していただく活動。利用者さんのゴミ箱の蓋裏には感謝の言葉が置かれています。「本来ならお顔を見てお礼をお伝えしないといけないのに 本当に助けていただいています。」と、毎回お礼の言葉と活動者さんを気遣う言葉が書かれてあるとのことです。

主な取り組み	活動主体または相談窓口
めいわサポーター(通称:めいサポ)活動推進事業	
・住民どうしや、住民と社会福祉協議会との顔の見える関係づくりに	社会福祉協議会
取り組み、声をかけあえるまちづくりを推進します。	
支援対象児童等見守り強化事業	
・支援が必要な子どもの居宅を訪問するなどして状況を把握し、見守り	社会福祉協議会
体制を強化します。	
OBENTO PROJECT 事業	
・地域住民や地元企業が、寄付金や寄付物品などで、困っている子ど	社会福祉協議会
も家庭を支援します。	
共同募金配分金事業	
・umouプロジェクトや赤い羽根共同募金の仕組みを活用した新た	社会福祉協議会
な財源を活用して住民の「福祉のまちづくり」への思いを後押しで	11五個加励我去
きる体制をつくります。	
明和学びの里運営事業	
・中学生に夜間の自習塾を開設し、地域住民や大学生の協力による自	社会福祉協議会
習補助を行い、生徒と地域住民とのつながりの場を設けます。	

取り組み項目の評価指標								
取り組み内容	目標	取り組み期間(令和6~11年度)						
4次・フルロのアドリロ・	口你	6	7	8	9	10	11	
めいわサポーター (め いサポ) 活動推進事業	活動件数(件)	20	21	22	23	24	25	
支援対象児童等見守 り強化事業	訪問回数(数)	1,800	1,805	1,810	1,815	1,820	1,825	
OBENTO PROJECT 事業	提供食数(数)	3,900	3,905	3,910	3,915	3,920	3,925	
共同募金配分金事業	配分事業数(件)	3	3	4	4	5	5	
明和学びの里運営 事業	延べ参加人数 (人)	1,530	1,535	1,540	1,545	1,550	1,555	



環境づくり

【現状と課題】

社会的な孤立や貧困、虐待、犯罪の巧妙化等の社会的問題に加え、自然災害の多発等、これらに対する充分な仕組みや体制が整っているとは言えない現状があります。「自分らしく安心安全に暮らしたい」これは誰もが思う願いです。この願いを実現するため、住民や企業、関係機関、行政、社協が協働し、様々な仕組みや体制を整えるなどの**環境づくり**を進めていくことが求められています。



地域に関わる人たちが 協力しあえる環境を つくるために

基本目標 3-1

安心・安全に暮らせるやさしいまちづくりをすすめます

【目標の実現のために】

	・自治会行事や回覧板をまわす時に声をかけあい、安否確認をおこなったり、情
住民の役割	報を確認しあいます。
	・家庭や近所どうしで災害に備え、定期的に災害を想定した訓練をします。
	・災害時に支援が必要な人を支える体制の強化につとめます。
/二元4 へ/八宝川	・犯罪を未然に防ぐため、情報提供や注意喚起をおこないます。
行政の役割	・年齢、性別、障がいのあるなしなどにかかわらず、誰もが利用しやすい設備・
	環境づくりにつとめます。
	・みんなで声をかけあい、足りないところを補いあう活動を通じて、支援が必要
社協の役割	な人も含めたみんなが不安感を軽減できる関係づくりをすすめます。
	・支援が必要な人が防災訓練に参加しやすい取り組みをおこないます。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口	
避難行動要支援者支援活動事業	(は)	
・災害時要援護者登録を促進し、個別避難計画作成を促進します。	健康あゆみ課 	
社協等福祉避難所災害協定	たロロナ/ ==	
・要配慮者利用施設との連携を強化します。	住民ほけん課 	
福祉避難所災害協定	住民ほけん課	
・福祉避難所を効率的に運営できる体制を整えます。	狂氏はり/心球	
ユニバーサルデザインを活用した制度の利用推進	住民ほけん課	
・おもいやり駐車場やヘルプマーク等の利活用を推進します。	江氏はりん味	
広報LINE・行政CH・広報音読によう広報活動	総務防災課	
・受け手に合わせた方法で情報を提供します。	市心(方)(力)(人)(赤	
防犯啓発	総務防災課	
・広報紙・防犯講座等により防犯啓発を推進します。	並ぶかり火味	

主な取り組み	活動主体
安心した地域生活が継続できる取り組み	
・自治会や近所の人が暮らしの困りごとなどがないか、地域で見守り	民生児童委員協議会
する意識を高めます。	災害ボランティア団体
・家庭やご近所と協力しながら、地域の防災訓練へ参加します。	

具体的な取り組み事例

明星新町自主防災組織

・「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが防災活動を行い、被害の 防止と軽減を図ることを目的として自主防災訓練を行いました。実際の訓練では明和消防署職 員より、負傷者を発見した際の処置対応や AED の取り扱いについて説明を受けた後、心肺蘇 生などの実践的な訓練をしました。また、地区内の今後の自主防災訓練に関する協議を行いま した。

主な取り組み	活動主体または相談窓口
ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の実態調査事業 ・関係機関と連携しながら、様々な生活課題がある人の安否確認をおこ なう体制づくりをすすめます。	民生児童委員協議会 社会福祉協議会
福祉避難所運営事業 ・地域の防災訓練と連動して、福祉避難所の訓練を実施し、災害時の受け入れ体制を整備します。	社会福祉協議会
災害ボランティア育成事業 ・地域住民と協力しながら、要配慮者が地域の防災訓練へ参加できる体 制づくりをすすめます。	社会福祉協議会

取り組み項目の評価指標									
取り組み内容	目標		取り組み期間(令和6~11年度)						
は、うい口のひとり口	口你	6	7	8	9	10	11		
ひとり暮らし高齢者・ 高齢者世帯等の実態 調査事業	世帯数(世帯)	1,200	1,210	1,220	1,230	1,240	1,260		
福祉避難所運営事業	避難所訓練実施	BCP訓練	福祉避難 所マニュ アル修正	BCP+ 福祉避難 所訓練	BCP+ 福祉避難 所訓練	BCP+ 福祉避難 所訓練	BCP+ 福祉避難 所訓練		
災害ボランティア育 成事業	参加人数(人)	20	22	24	26	28	30		

基本目標 3-2

相談しやすい環境づくりをすすめます

【目標の実現のために】

住民の役割	・身近な人どうしで、ちょっとしたことでも相談しあいます。
	・身近な相談窓口に関心をもちます。
	・障がい者、高齢者、子ども、生活困窮、その他様々な問題に対し総合的に相談
	を受けられる体制を強化します。
/二元/ か/八字川	・役場各課や外部機関との連携を強化し、問題が制度のはざまからこぼれ落ちる
行政の役割	ことのないような支援体制づくりにつとめます。
	・各種機関との連携を強化することで、多様化するニーズや、表面化しづらい虐
	待等の問題の把握につとめます。
	・地域に出向くことにより、住民や自治会、民生委員が相談しやすい体制をつく
社協の役割	ります。
	・生活支援コーディネーターをはじめとした職員全員が相談担当となって、部署
	間連携を密にして解決にあたります。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口
まるごと相談支援係窓口	
・総合相談窓口を設置することで効果的な運営を図るとともに、ライフ	健康あゆみ課
ステージの節目等でも途切れることのないよう多職種での支援の連	まるごと相談支援係窓口
携を図ります。	地域包括支援センター
・また、複合的な問題に対応する体制を強化することで、当事者だけで	障がい者生活支援センター
なく家族への支援を拡充します。	
出前講座・健康ひろば・おとな元気教室	
・気軽に相談できる場として、健康づくり等の教室や相談指導の機会を	健康あゆみ課
提供します。	
子育て世代包括支援センター	健康あゆみ課
・子育て世帯からの相談に応じて、支援・対応について連携できる体制	子育て世代
を整えます。	包括支援センター

子ども家庭総合支援拠点	要保護児童対策地域協
・虐待や DV の防止、早期発見と迅速な対応に努めます。	議会(MC ネット)
支援センターの機能強化	
・地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、子育て支援セン	健康あゆみ課
ター、児童発達支援センター等の機能を強化し、身近な相談先として	こども課
適切な支援につなげます。	
人権擁護委員による「よろず人権相談」	上歩わた力
・ライフステージに対応した権利擁護支援体制を充実します。	人権センター

他市の具体的な取り組み事例紹介(住民自身が運営する相談窓口)

福祉なんでも相談窓口設置等事業(大阪府豊中市)

・地域住民が身近なところで気軽に相談できるように、おおむね小学校区ごとに地域のボランティア (民生委員・児童委員、ボランティア) が中心になって相談窓口を運営。専門機関の紹介や 連携などを行います。また、地域住民が交流できるような地域活動拠点としての運営もしています。

主な取り組み	活動主体または相談窓口
コミュニティソーシャルワーカー	
・住民主体の福祉活動を一層強化し、地域のつながりの再構築を図	社会福祉協議会
り、だれも排除しない地域社会づくりをすすめます。	
生活支援コーディネーター	
・生活支援コーディネーターを中心に積極的に地域へ出向き、住民がち	社会福祉協議会
ょっとしたことでも相談できる環境をつくります。	
福祉なんでも相談	
・社会福祉協議会内や関係機関とも情報の共有化をすすめ、地域の困り	社会福祉協議会
ごとの解決を図ります。	

取り組み項目の評価指標							
取り組み内容	目標	取り組み期間(令和6~11年度)					
4次・ブルログアット	日际	6	7	8	9	10	11
コミュニティソーシャルワーカー	活動回数(回)	1,200	1,210	1,220	1,230	1,240	1,260
生活支援コーディネ ーター	活動回数(人)	150	152	154	156	158	160
福祉なんでも相談	相談件数(人)	15	16	17	18	19	20

基本目標 3-3

いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりをすすめます

【目標の実現のために】

住民の役割	・自分自身や周りの人のことを大切に考え、周りの人の気持ちに耳を傾けるとと
1生氏(2)(支部)	もに、周りの人に自分の想い・意志を伝えます。
	・自立した生活を支え、一人ひとりに合ったサービスが提供できるよう、教育や
	障がい、児童、高齢者福祉等の各種施策をすすめます。
行政の役割	・誰もが意志を尊重されるよう、成年後見制度の啓発・活用により権利擁護をす
	すめます。
	・性の多様性が理解され、多様な生き方を認め合う社会の実現を推進します。
	・ニーズにそった生活支援サービスの開発をすすめます。
社協の役割	・日常生活自立支援事業や成年後見制度(法人後見等)の活用により、権利擁護
	体制の推進に取り組みます。

たとえばこんなことをします

主な取り組み	活動主体または相談窓口
まるごと相談支援係窓口、地域包括支援センター、障がい者生活支援セ	健康あゆみ課
ンター	まるごと相談支援係窓口
・ニーズを把握したうえで各種制度・サービスを実施します。また、サ	地域包括支援センター
ービス等が選びやすくなるような情報提供を実施します。	障がい者生活支援センター
ひきこもりサポート相談窓口	
・既存の制度等で対応できない場合、柔軟な対応や新たな制度等を検討	健康あゆみ課
します。	
ケアプランチェック、地域ケア会議、地域連携推進会議	
・サービスの質を向上させるため、福祉事業所等への適切な助言や指導	健康あゆみ課
をおこないます。	
人権センター	
・人権講座や講演会の開催や各種交流事業等、人権センターを拠点とし	1451-5 6
て人権施策を総合的に推進します。	人権センター

成年後見サポートセンター (中核機関)、地域包括支援センター、障がい 者生活支援センター	健康あゆみ課
・成年後見制度や権利擁護に関する制度により、意思決定支援や身元保 証等のサポートを推進します。	
パートナーシップ・ファミリーシップの支援・パートナーシップ・ファミリーシップ制度により、誰もが大切なパー	
トナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいけるよう支援しま	人権センター
す。	

他市の具体的な取り組み事例紹介(当事者自身の自宅などで開催)

ボランティアグループすずの会(神奈川県川崎市宮前区)

・緩やかなつながり「ダイヤモンドクラブ」 ちょっと心配な人をみんなで気にかけて「自然な形の見守りで緩やかなつながりをつくる」。 1度集まってから状況を見るなど、近所の監視になってしまわないよう気をつけています。 しばらく開催しなくても構いません。開催する際の約束事は「気になる人を1人加えること」。 高齢者、障がい者、子育て中の母親、介護者などが気軽に交流できる場をつくっています。

主な取り組み	活動主体または相談窓口
めいわ成年後見サポートセンター(中核機関) ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク運営の中核となる役割を担う機 関(中核機関)開設し、成年後見制度が安心して利用できる体制をつ くります。	社会福祉協議会
めいわ日常生活支援センター(日常生活自立支援事業) ・判断力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用や日常的な金 銭管理を通じて、安心した生活が送れるように支援をします。	社会福祉協議会
めいわ生活相談支援センター(生活困窮者自立支援事業) ・経済的に困窮し生活の維持が困難な人に、寄り添いながら専門機関 と連携して解決に向けた支援を行います。	社会福祉協議会

ひきこもりサポート相談窓口(ひきこもりサポート事業)

・ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態 にある本人や家族等を支援します。

社会福祉協議会

取り組み項目の評価指標							
取り組み内容	目標	取り組み期間(令和6~11年度)					
双り組の7円合	口惊	6	7	8	9	10	11
めいわ成年後見サポ	延べ相談者数	40	42	44	46	48	50
ートセンター	(人)	40	42	44	40	40	30
めいわ日常生活支援	支援人数(人)	30	30	30	30	30	30
センター	义[反人奴(八)	30	30	30	30	30	30
めいわ生活相談支援	延べ相談者数	490	491	492	493	494	495
センター	(人)	490	491	432	493	434	493
ひきこもりサポート	家族会開催	3	3	3	3	3	3
相談窓口	(回)	3	3	3	3	3	3

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進し、町の地域福祉を向上させるためには、住民・自治会をはじめとし、多くの関係機関・団体、事業者等の地域福祉に関わる人すべての協力が必要不可欠です。地域福祉の重要性とそれぞれの役割を認識し、連携・協力して取り組むことが重要なため、本計画の積極的な周知・啓発につとめます。

本計画の進捗状況を把握・検証し、取り組みの評価が効果的にできるよう、「明和町地域福祉計画 策定・推進委員会」と「明和町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会」を合同で開催し ていきます。

また、地域生活には福祉、保健、医療、教育、人権問題、まちづくり、防災、生活環境等の様々な 分野が関連していることから、地域福祉担当課が中心となり、役場関係部署と社会福祉協議会によ る連絡会議を開く中で、情報共有をおこない、問題解決に向けた取り組みの研究・検討等を連携して おこないます。 ■計画策定・推進委員会と地域福祉連絡会議(仮)の連携イメージ

明和町地域福祉計画策定・推進委員会 明和町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会

評価・提言

問題・課題

連 携

施策・事業

共有・提案

明和町地域福祉連絡会議

- ○メンバー:学識経験者、各課実務担当者、社会福祉協議会担当者
- ○おもな役割
 - 計画推進の連携
 - ・地域福祉に関する施策・事業等についての情報共有・意見交換
 - ・地域福祉に関する新たな取り組みについての研究・検討

計画の進行管理・評価

2

本計画の進行管理については、「PDCA サイクル」にそって定期的に進行状況を把握し、施策・事業等の継続的な改善につとめます。

明和町総合計画における事業評価や、各分野別計画の進行状況・目標値達成度合いなどを地域福祉推進の視点から検証することで、本計画の進行状況を確認します。また、ヒアリング等をおこなうことで、地域の状況が本計画が目指す姿にどれだけ近づいたかを確認し、評価をおこないます。

これらを「明和町地域福祉計画策定・推進委員会」と「明和町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会」に報告し、意見を求め、その中で取り組み内容を検討し、必要に応じて本計画の充実や見直しを図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
	進行物	犬況の確認、施策	・事業の充実・見	直し	
現状値を把握					取り組みの総括
				次期	計画の策定

■ PDCA サイクル



資料編

計画策定の経過

開催日	内容
	第1回 地域福祉計画策定・推進委員会
	地域福祉活動計画策定・推進委員会
	・委員長・副委員長の選任について
	・明和町長・社会福祉協議会会長諮問について
令和 5 年 11 月 22 日	・地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱及び、
	地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱の
	改正について
	・今後の委員会スケジュールについて
	・地域福祉(活動)計画(素案)について
	第2回 地域福祉計画策定・推進委員会
	地域福祉活動計画策定・推進委員会
令和6年1月11日	・意見書について
	・地域福祉(活動)計画(素案)について
	・パブリックコメントについて
令和6年1月24日~2月2日	パブリックコメントの実施
	第3回 地域福祉計画策定・推進委員会
令和6年3月26日	地域福祉活動計画策定・推進委員会
	・最終案について

2 要綱・委員名簿

(1) 明和町地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、明和町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、明和町地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)計画の策定に関すること。
 - (2)計画の推進に関すること。
 - (3)計画の評価及び見直しに関すること。
 - (4)その他計画に関し必要なこと。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、次の中から町長が委嘱する。
 - (1)地域住民
 - (2)学識経験者
 - (3)福祉、保健又は医療に関係する者
 - (4)民生委員・児童委員
 - (5)その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 この委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて本委員会にその他関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

- 第7条 委員会に、計画の策定及び見直し等に当たって具体的な事項を検討するため、地域福祉計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置くことができる。
- 2 プロジェクトチームの構成員は、町長が指名する。
- 3 プロジェクトチームにチームリーダーを置き、プロジェクトチームに属する委員の互選によって定める。
- 4 プロジェクトチーム会議はチームリーダーが招集し、その運営はチームリーダーが当たる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、住民ほけん課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年3月29日から施行する。

(2) 社会福祉法人明和町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この委員会は、社会福祉法人明和町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第1条に 規定されている目的に基づき、明和町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定・推進す るため、本会に明和町地域福祉活動計画策定・推進委員会(以下「本委員会」という。)を設置し、 その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

- 第2条 本委員会は、次に掲げる事項について必要な調査・検討及び協議を行い、本会会長に答申する。
 - (1)計画の策定に関すること
 - (2)計画の推進に関すること
 - (3)計画の進捗状況の点検及び評価に関すること
 - (4)その他、計画の策定・推進及び評価に必要なこと

(組織)

- 第3条 本委員会は、必要な関係者をもって構成する。ただし、委員は25名を超えないものとする。
- 2 委員は、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。
 - (1)明和町議会教育厚生常任委員長
 - (2)関係行政機関の役職員
 - (3)民生委員・児童委員
 - (4)自治会長代表
 - (5)社会福祉施設等の代表者
 - (6)ボランティア団体代表者
 - (7)教育関係者
 - (8)学識経験を有する者
 - (9)民間社会福祉団体の代表
 - (10)地域住民の代表
 - (11)その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期中であっても、前条第2項に掲げる本来の職を離れたときは、委員の職を失うも

のとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を統括し、この委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第7条 委員には、本会役員等の報酬等に関する規程、別表1に定める額の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務係において処理する。

(地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム)

- 第9条 本会会長は、計画策定についての原案作成及び、具体的な事項を検討するため、地域福祉活動計画策定プロジェクトチームを置くことができる。
- 2 プロジェクトチームに関する必要な事項は別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議し、本会会長が定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
 辻 隆志	大淀地区代表自治会長
小竹 秀幸	上御糸地区代表自治会長
福来 次郎	下御糸地区代表自治会長
奥山 光宏	斎宮地区代表自治会長
中瀬 雅文	明星地区代表自治会長
〇朝倉 惟夫	ボランティア連絡協議会
木村 靖子	障害者の会
—————————————————————————————————————	老人クラブ連合会
加藤 幸弘	わだち (障がい者(児)保護者の会)
土 文昭	商工会
綿民 和子	明和町議会 教育厚生常任委員会委員長
 辻 美穂	教育委員会 教育委員
◎牧里 毎治	関西学院大学 名誉教授
橋本 允聖	三重県社会福祉協議会
辻井 夕美子	介護老人福祉施設明和苑
森本信也	認定こども園明和ゆたか園
西山 隆	民生児童委員協議会会長
西口 義秋	民生児童委員協議会副会長
日置 加奈子	住民ほけん課長
青木 大輔	健康あゆみ課長
 菅野 亮	こども課長
家城 和司 (R6.1 交代)	

◎委員長、○副委員長

第2期 明和町 地域福祉計画·地域福祉活動計画

発 行:明和町・明和町社会福祉協議会

発行年月日:令和6(2024)年3月

明和町

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地

電話 0596-52-7116 Fax 0596-52-7137 URL https://www.town.meiwa.mie.jp/

明和町社会福祉協議会

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 917 番地 1

電話 0596-52-7056 Fax 0596-52-7057 URL https://www.ma.mctv.ne.jp/~mei-skyo/